

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和5年 1月 13日

ウエスギコウケン

申請者 氏名又は名称 株式会社ウエスギ工建
 住所 奈良県生駒市青山台342番地68
 ウエスギシンヤ
 代表者氏名 取締役 上杉伸也
 電話番号 0743-25-1814
 FAX番号 0743-25-1814
 メールアドレス uesugikouken01@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5年 1月 13日

申請者 氏名又は名称 株式会社ウエスギ工建

住 所 生駒市青山台342番地68

代表者氏名 代表取締役
上杉 伸也

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ名 氏	フリガナ名 氏
代表取締役 ウエスギシンヤ 上杉伸也	
取締役 トクヒラモトシ 得平元志	
事業の範囲	管工事業 解体工事業 前各号に付帯関連する一切の事業 土木一式工事業 とび・土工・コンクリート工事業 舗装工事業 石工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 鋼構造物工事業 水道施設工事業

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 ウエスギ工建
上記事業所の所在地	郵便番号 630-0239 住所 奈良県生駒市青山台34-2番地68 電話番号 080-5707-8970 FAX番号 050-3488-9084 メールアドレス ue.sugikoukeno@gmail.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
・上杉 伸也 ・得平 元志	・241014 ・241107

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 5 年 1 月 1 3 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用 機械器具	金切りのこ パイプカッター	固定式鋸弦 RB-80-CV	2	
			1	
	塩ビカッター 塩ビカッター	V C 50 V C 20	3	
			3	
管の加工用 機械器具	パイプベンダー やすり パイプねじ切り器 スパナ	1/2～2/11インチ 300平型丸形 N-100A	1	
			1	
			1	
			1	
管の接合用 機械器具	トーチランプ パイプレンチ スパナ	ガスボンベ式 13mm～100mm	2	
			3	
			3	
水圧テスト ポンプ	手動式	T10K	2	

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5年 1月 13日

申請者 株式会社ウエスギ工建
氏名又は名称 株式会社ウエスギ工建
住 所 生駒市青山台342番地68
代表者氏名 ^{代表取締役} 上杉伸也

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県生駒市青山台342番地68
株式会社ウエスギ工建

会社法人等番号	1500-01-025943
商号	株式会社ウエスギ工建
本店	奈良県生駒市青山台342番地68
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	令和4年11月7日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管工事業 2. 土木一式工事業 3. とび・土工・コンクリート工事業 4. 石工事業 5. 舗装工事業 6. しゅんせつ工事業 7. 鋼構造物工事業 8. 水道施設工事業 9. 解体工事業 10. 塗装工事業 11. 前各号に付帯関連する一切の事業
発行可能株式総数	6000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 300株
資本金の額	金300万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 上杉伸也
	取締役 得平元志
	奈良県生駒市青山台342番地68 代表取締役 上杉伸也

奈良県生駒市青山台342番地68
株式会社ウエスギ工建

登記記録に関する 事項	設立	令和 4年11月 7日登記
----------------	----	---------------



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 4年11月18日

奈良地方法務局
登記官

山 本 秀 樹



株式会社ウエスギ工建 定款

会社設立日 令和4年11月7日

株式会社ウエスギ工建 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ウエスギ工建 と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 土木一式工事業
3. とび・土工・コンクリート工事業
4. 石工事業
5. 舗装工事業
6. しゅんせつ工事業
7. 鋼構造物工事業
8. 水道施設工事業
9. 解体工事業
10. 塗装工事業
11. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県生駒市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行することができる株式の総数は、6,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

- 第7条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

- 第8条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(手数料)

- 第9条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

- 第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により当社の議決権を有する株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めることができる。
- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

- 第11条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使することができる全ての株主の同意があるときはこの限りではない。

3 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会議事録)

第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他会社法施行規則第72条に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第16条 当社は、取締役を1名以上置く。

(取締役の選任及び解任)

第17条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
- 3 取締役の解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第19条 当会社に取締役を複数置く場合には、株主総会の決議により代表取締役1名を定め、代表取締役をもって社長とする。

- 2 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。
- 3 社長は、当会社を代表する。

(報酬及び退職慰労金)

第20条 取締役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第21条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年11月1日から翌年10月末日までとする。

(剰余金の配当)

第22条 剰余金は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に配当する。

(剰余金の配当の除斥期間)

第23条 当会社が、株主に対し、剰余金の支払の提供をしてから満3年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第 24 条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金 300 万円とする。

(最初の事業年度)

第 25 条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和 5 年 10 月末日までとする。

(発起人の氏名ほか)

第 26 条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立の際に割当てを受ける株式の数及びその払込金額は、次のとおりである。

住所	奈良県生駒市青山台 342 番地 68
氏名	上杉 伸也
割当てを受ける株式数	300 株
払込金額	300 万円

以上、株式会社ウエスギ工建の設立のため、発起人を代理して、
司法書士石原健士が電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名する。

令和 4 年 10 月 28 日

発起人 上杉 伸也

上記定款作成代理人 司法書士 石原 健士

石原 健士

日付: 2022.10.31
09:02:21 +09'00'

この定款の写しは、原本に相違ありません。
令和 5 年 1 月 18 日
株式会社 ウエスギ工建
代表取締役 上杉 伸也



第二四一〇一四号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

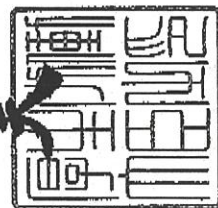
氏名 上杉伸也

昭和五十六年二月一日生

水道法昭和五十年法律第百七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十九年四月二十七日

厚生労働大臣 柳澤伯



REPRODUCED BY THE NATIONAL ARCHIVES

第二四一〇七号

給装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 得平元志

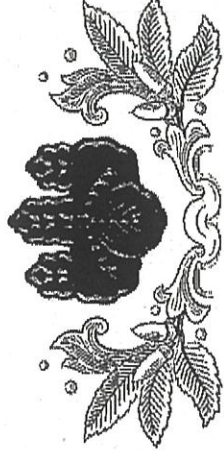
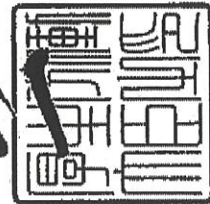
昭和五十三年一月一日生

水道法昭和五十年法律第百七号の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十九年九月十日

厚生労働大臣

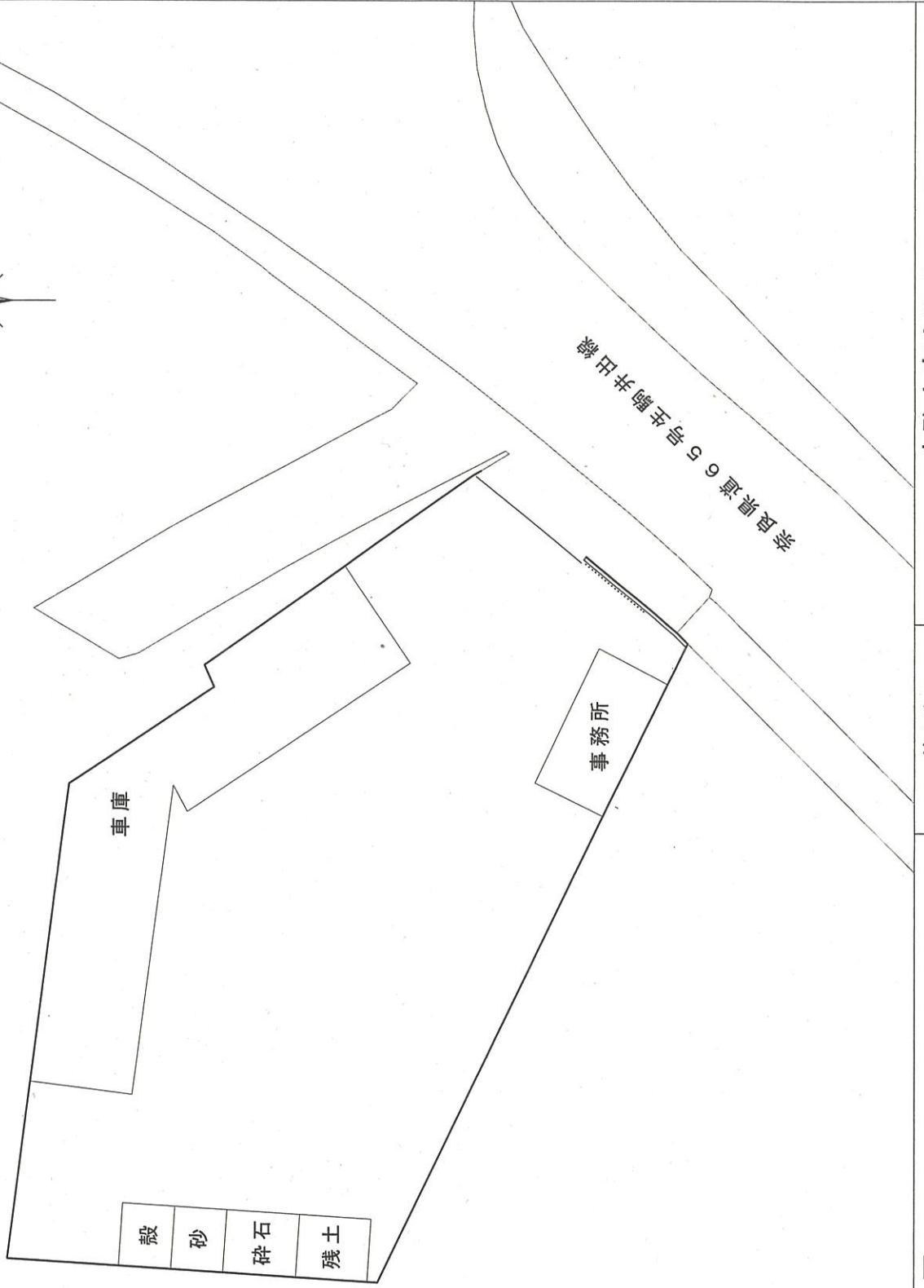
時宗子



昭和三十九年九月十日

事業所位置図





高雄川

奈良道 6 号 生駒井出線

車庫

事務所

穀

砂

碎石

残土



図名	見取図	住所	生駒市青山台342番地68
----	-----	----	---------------





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 1 月 13 日

申請者 氏名又は名称 ウェスギエンケン 株式会社 ウェスギエ建
 住所 奈良県生駒市青山台342番地68
 代表者氏名 代表取締役 ウェスギエンケン 上杉伸也
 電話番号 0743-25-1814
 FAX番号 0743-25-1814
 メールアドレス uesugikouken01@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和5年 1月13日

届出者

氏名又は名称 株式会社ウエスギ工建

住 所 生駒市青山台342番地68

代表者氏名 上杉 伸也

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社ウエスギ工建	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
上杉 伸也 得平 元志	241014 241107	令和 令和

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二四一〇一四号

給水装置専任技術者免状

本籍 奈良県

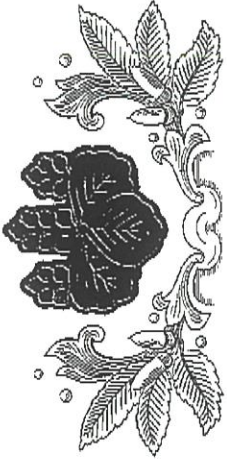
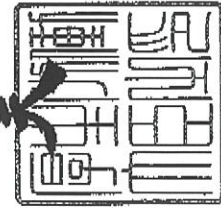
氏名 上杉伸也

昭和五十六年二月一日生

水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の
規定により給水装置専任
技術者免状を交付する。

平成十九年四月二十七日

厚生労働大臣 柳澤伯



昭 和 五 十 六 年 二 月 一 日 生

第二四二一〇七号

給装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 得平元志

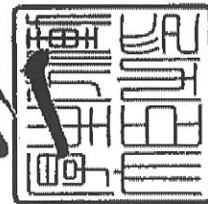
昭和五十三年一月一日生

水道法昭和五十年法律第百七号の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十九年九月十日

厚生労働大臣

時宗子



昭和三十四年印刷